

(別紙)

女性自立支援法（仮称）の制定を求める意見書（案）

国はこれまで、さまざまな困難な問題を抱えた女性への支援を、1956年制定の売春防止法を根拠に婦人保護事業として行ってきた。

その後のニーズの多様化により、2001年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律によるDV被害者が、2004年には人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者が、2016年にはストーカー行為等の規制等に関する法律の改正によるストーカー被害者が支援対象に加えられた。

しかし、売春防止法は制定以来、抜本的な改正は行なわれず、DVや性暴力・貧困・虐待・居場所の喪失等の支援を必要としている女性や子供たちへの必要な支援が届けられない現状が続いている。

2018年7月30日、厚生労働省は困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会を設置し、2019年10月11日に中間まとめが公表され、「婦人保護事業の現状と課題」、「婦人保護事業の運用面における見直し」及び「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」に関して基本的な認識を取りまとめた。

また、2016年には与党PT「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」、2019年には与党PT「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」が出され、婦人保護事業の見直し、性暴力被害に遭った女性等を支援する新法制定の必要性など、七つの提言が述べられている。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業に伴う保護者への助成金について、国は当初、風俗業などで働く人は対象外とした。しかし、職業差別との批判が起こったため、風俗業で働く人も対象とするように方針を変えた。風俗等で働く人々の中には、そもそも経済的に恵まれない環境下に置かれている人もいることに対する想像力の欠如とも言える。

本市においても、人権擁護、男女平等推進、福祉的視点からも課題となっている法の狭間で支援の枠から外れている特に若年女子等への適切な支援の提供が強く求められる。

よって、国に対し、以下の項目を満たした女性自立支援法（仮称）の制定を強く求めるものである。

- 1 理念法や体制整備法ではなく実効性のある具体的な利用者本位の法制定とすること
- 2 人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、さまざまな困難な問題に直面する女性を対象とした専門的な支援を行う包括的な支援制度にすること
- 3 現場のニーズに対応しうる支援制度とするために関係者の意見を十分に聴取すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣
（男女共同参画）

} 宛